

## 概要

## 報告事項

「公益通報者保護法(2006年4月1日施行)」は、**労働者**が、**公益のために通報**を行なったことを理由として**解雇等の不利益な取り扱いを受ける**ことがないように、**どこへ・どのような内容の通報を行なえば保護**されるかを明確にルール化したもの。

### 公益通報とは… いわゆる内部告発

①**労働者等**（公務員を含む。）が、②**役務提供先の不正行為**を、③**不正の目的**ではなく、④**一定の通報先に通報**すること。

#### ポイント①労働者等（通報する人）

⇒正社員、派遣労働者、アルバイト、パートタイマーなどのほか、**公務員**が含まれる。

#### ポイント②役務提供先の不正行為

⇒雇用元・派遣元・取引元の事業者において「国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律※」に違反する犯罪行為又は最終的に刑罰につながる行為

#### ポイント③不正目的

⇒不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的ではないこと

#### ポイント④一定の通報先

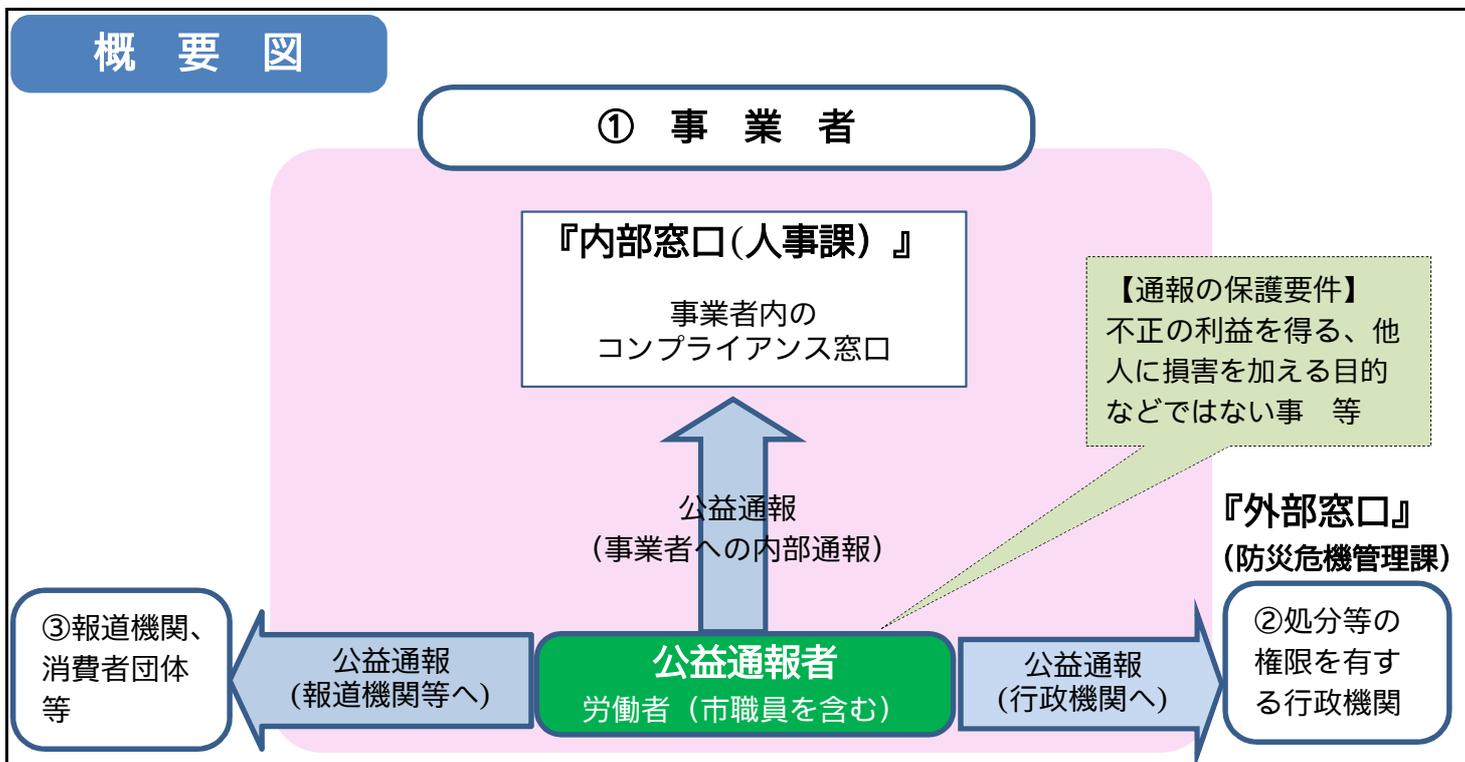
- ⇒①事業者内部（市役所含む）
- ②権限のある行政機関（法令を所管する行政機関）
- ③その他事業者外部（報道機関、消費者団体等）

### ※公益通報保護法で規定する法律 対象法律480(2022.5.1)

『国民生活の生命、身体、財産その他の利益保護にかかわる法律』一部

分野	法律の例
個人の生命 身体の保護	○刑法 ○食品衛生法 ○道路運送車両法 ○家畜伝染病予防法 ○建築基準法 ○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律
消費者の 利益の擁護	○金融商品取引法 ○食品表示法 ○特定商取引に関する法律品衛生法 ○割賦販売法 ○電気事業法 ○不当景品類及び清掃に関する法律
環境の保全	○大気汚染防止法 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ○水質汚濁防止法 ○土壌汚染対策法 ○悪臭防止法
公正な 競争の確保	○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 ○不正競争法 ○下請代金支払遅延等防止法
その他	○個人情報保護に関する法律 ○労働基準法 ○著作権法、○不正アクセス行為の禁止等に関する法律

## 概要図



## 公益通報者の保護の内容等

- 解雇は無効
- 降格・減給その他の不利益な取扱い（配置転換や嫌がらせ含む）は禁止
- 公益通報したことを理由として解雇や降格、減給をされた者は、裁判で争うことができる。

### 通報先の保護の条件

#### ①事業者

不正があると思料される

より条件  
厳しく

#### ②行政機関

不正があると信じた  
相当の理由がある  
【目撃・証拠】

より条件  
厳しく

#### ③報道機関等

不正があると信じた  
相当の理由  
+ 【事実等】

一部改正

2020. 6. 12公布

## 公益通報者保護法の改正（2022. 6. 1～施行）

これまで行政機関の自主的な取組みに委ねられていたが、社会問題化する事業者の不祥事が後をたたないことから、「事業者自ら不正を是正しやすくするとともに、行政機関等へ通報を行いやすく」し、実効性のある法律とするための改正が行われた。

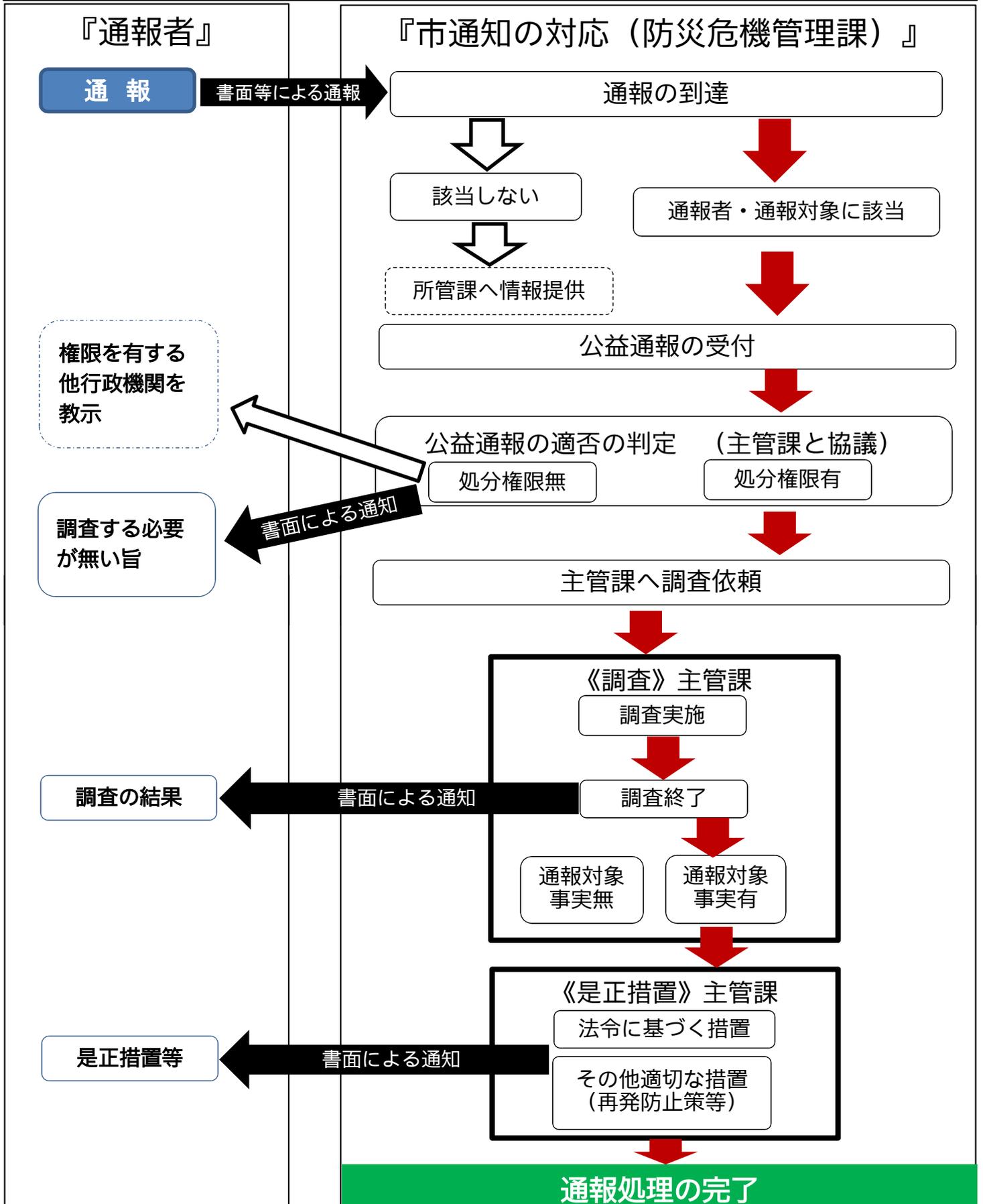
### 主な改正内容

内部（行政機関を含め労働者301人以上の事業者）・外部の公益通報窓口を設置する義務

- 通報に適切に対応するために必要な体制の整備等(窓口設定、調査、是正措置等)を義務付け
- 公益通報対応業務従事者を定めることを義務付け（公益通報の調査等を行う者）
- 実効性確保のため行政措置（助言・指導、勧告に従わない場合の公表）を導入
- 通報者を特定させる情報の守秘を義務付け（刑事罰を導入） など

# 公益通報フロー図（外部）

## 通報対象事実の発生



# 公益通報フロー図（内部）

## 通報対象事実の発生

